

市川三郷町耐震改修促進計画

令和 8 年 3 月(改定)

市川三郷町

目 次

序章

- 1 計画の背景と目的 1
- 2 本計画の位置づけと他の計画との関係 1
- 3 計画の期間 1

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

- 1 想定される地震 2
- 2 耐震化の現状 5
- 3 耐震改修等の目標設定 9
- 4 町有建築物の耐震化の現状 9

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取り組み方針 10
- 2 耐震化の促進を図るための支援策 11
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 11
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 12
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路 13

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実 14
- 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催 14
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 14
- 4 自治会等との連携に関する事項 14
- 5 県、市町村、建築関係団体による連携 14
- 6 税制の周知・普及 15

第4章 耐震改修を促進するための指導や命令等

- 1 法による指導等の実施 16

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

- 1 町内での耐震化促進体制の整備 16

序 章

1 計画の背景と目的

市川三郷町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進することにより、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後想定される地震災害から町民の生命及び財産を守ることを目的として平成19年10月に策定しました。

平成23年3月の東日本大震災において、想定を超える巨大地震・津波により甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されたことなどを背景に、平成25年11月の法改正と併せて、国の基本方針が改正されたことを踏まえ、平成28年3月に計画を見直しました。

その後、平成28年4月の熊本地震をはじめ大規模地震が相次ぎ、平成30年6月の大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを受け、平成31年3月にブロック塀等の転倒防止対策の方針を追加しました。

また、令和3年3月に計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に推進してきました。

近年においては、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が切迫しているとされ、甚大な被害が予測されるなかで、更なる耐震化の促進が必要となります。これを踏まえ耐震化率の達成状況や取り組みを検証し、耐震化率の目標設定など、見直しを図るとともに計画期間を10年間延長することとしました。

■経緯

平成19年10月：平成20年度から平成27年度までの8年計画を策定

平成28年3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

平成29年11月：耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路の指定変更

平成31年3月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定

令和3年3月：計画を見直し、5年延長の計画として改定

令和4年3月：町有建築物耐震化推進事項を追加するため改定

令和8年3月：計画を見直し、10年延長の計画として改定

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定したものです。

また、市川三郷町国土強靱化地域計画、市川三郷町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの関連計画との整合を図り、住宅・建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し定めたものです。

3 計画の期間

本計画を10年間延長し、令和8年度から令和17年度までとします。

また、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜検証を行い、必要に応じ計画の改定を行います。

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1 想定される地震

(1) 被害想定の対象地震

山梨県地域防災計画（令和7年3月）及び山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本町で想定される地震の規模と概要は次のとおりです。（表1-1、図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（令和7年3月））

想定される地震	想定される地震の規模
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
首都直下地震M7 (立川市直下)	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。
曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
富士川河口断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

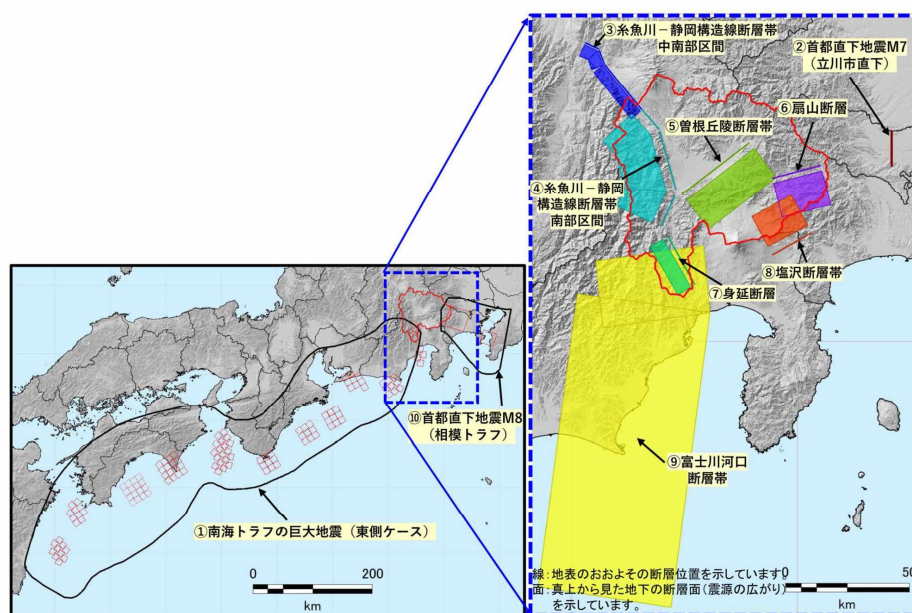


図1-1 想定される地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（令和7年3月））

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本町で想定される人的被害は次のとおりです。（表 1-2）

表 1-2 対象地震の揺れによる人的被害予測結果（単位：人）
（出典：山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年3月））

想定される地震	死者	負傷者	合計
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	213	892	1,105
首都直下地震M7 (立川市直下)	1	11	13
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	15	121	136
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	169	731	900
曾根丘陵断層帯	165	715	880
身延断層	0	1	1
塩沢断層帯	0	0	0
富士川河口断層帯	30	202	232
【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	0	3	3

※糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間、曾根丘陵断層帯、身延断層、塩沢断層帯の複数 Case で想定されているものは最も総合的に被害が大きい Case を採用しています。

※季節(夏季・冬季)、時間帯(早朝・昼・夕方)や風速(4 m/s、8 m/s)は最も総合的に被害が大きいケースを採用しています。

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本町で想定される建物被害は次のとおりです。（表 1-3）

表 1-3 対象地震の揺れによる建物被害予測結果（単位：棟）
（出典：山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年3月））

想定される地震	全壊	半壊	合計
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	3,807	2,275	6,082
首都直下地震M7 (立川市直下)	9	65	74
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	251	590	841
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	3,065	1,940	5,005
曾根丘陵断層帯	2,977	1,930	4,907
身延断層	0	4	4
塩沢断層帯	0	1	1
富士川河口断層帯	499	878	1,377
【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	2	17	19

※糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間、曾根丘陵断層帯、身延断層、塩沢断層帯の複数 Case で想定されているものは最も総合的に被害が大きい Case を採用しています。

※季節(夏季・冬季)、時間帯(早朝・昼・夕方)や風速(4 m/s、8 m/s)は最も総合的に被害が大きいケースを採用しています。

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和6年市川三郷町家屋データを基に令和7年度末の住宅の総数を推計すると、町内の住宅総数は、6,639戸であり、旧耐震基準住宅（昭和55年以前）は、2,925戸で全体の44.1%を占めていると推計されます。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数		
	旧耐震基準住宅	新耐震基準住宅
6,639	2,925 (44.1%)	3,714 (55.9%)

町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99.2%を占めています。また、戸建て住宅の44.2%が旧耐震基準となっています。

一方、共同建て住宅においては、旧耐震基準の割合が21.2%となっており、戸建て住宅に比べ新耐震基準の割合が多くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数①			
6,639	戸建て②		
	6,587 (②/① : 99.2%)	旧耐震基準住宅④	新耐震基準住宅⑤
		2,914 (④/② : 44.2%)	3,286 (⑤/② : 55.8%)
	共同建て③		
	52 (③/① : 0.8%)	旧耐震基準住宅⑥	新耐震基準住宅⑦
		11 (⑥/③ : 21.2%)	41 (⑦/③ : 78.8%)

住宅の構造別に見ると、木造住宅は6,044戸あり、全体の91.0%を占めています。
 また、旧耐震基準住宅でみると木造住宅が2,758戸あり、非木造住宅は167戸となっています。（表1-6）

表1-6 構造別建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数①			
6,639	木造②		
	6,044 (②/① : 91.0%)	旧耐震基準住宅④	新耐震基準住宅⑤
		2,758 (④/② : 45.6%)	3,286 (⑤/② : 54.4%)
	非木造③		
595 (③/① : 9.0%)	旧耐震基準住宅⑥	新耐震基準住宅⑦	
	167 (⑥/③ : 28.1%)	428 (⑦/③ : 71.9%)	

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準住宅に、旧耐震基準住宅のうち耐震診断により耐震性を有する住宅及び耐震改修を実施した住宅を加えると、耐震性のある住宅は6,639戸になり、町内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で58.8%と推計されます。（表1-7）

平成18年度から令和7年度までの19年間で住宅の耐震化率は約12%上昇し、耐震性が不十分な住宅は4,315戸から2,733戸へと減少しました。

一方で、旧耐震基準で建築された県内の木造戸建て住宅のうち約7割が「65歳以上の高齢者が主たる家計を支えている世帯」であると推計され、高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を一層促進していくことが課題となっています。

表1-7 住宅の耐震化の現状（単位：戸）

住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ⑥(④+⑤)	耐震化率 ⑥/①
6,639	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤	住宅⑤		
	2,925	耐震性なし ③				
		2,733	192	3,714	3,906	58.8%

(3) 特定建築物等の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、58 棟あります。このうち旧耐震基準建築物の 19 棟の中で耐震性を有する建築物に新耐震基準建築物の 16 棟を加えた、55 棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和 7 年度末で 94.8%と推計されます。(表 1-8)

表 1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位: 棟)

特定建築物等①(②+⑤)					耐震性を有する建築物 ⑥(④+⑤)	耐震化率 ⑥/①
58	旧耐震基準建築物②		新耐震基準建築物 ⑤	③		
	19	耐震性なし ③			耐震性あり ④	
				3	16	39

※多数の者が利用する特定建築物等について

法第 14 条第 1 号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のもの

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ、災害時の拠点となる建築物、不特定多数の者が利用する建築物、特定多数の者が利用する建築物の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表 1-9）

表 1-9 「多数の者が利用する特定建築物等（用途別）」の耐震化の現状（単位：棟）

区分	用途	建築物 総数 ①	旧耐震基準 建築物 ②	新耐震基準 建築物 ③	耐震性を 有する 建築物 ④	耐震化率 ④/①	
災害時の 拠点となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、 警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、 診療所、老人ホーム、老人 福祉施設、体育館等	30	10	20	30	100%	
	公共建築物	県	4	2	2	4	100%
		市町村	19	8	11	19	100%
	民間建築物	7	0	7	7	100%	
不利 特定する 多数の建 築者が	百貨店、飲食店、ホテル・ 旅館、映画館、遊技場、美 術館、銀行等	3	1	2	3	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0%
		市町村	1	0	1	1	100%
	民間建築物	2	1	1	2	100%	
特定利 用する 多数の建 築者が	賃貸住宅(共同住宅に限 る)、寄宿舍、下宿、事務 所、工場等	25	8	17	22	88.0%	
	公共建築物	県	8	3	5	8	100%
		市町村	8	2	6	8	100%
	民間建築物	9	3	6	6	66.6%	
合 計	特定建築物等	58	19	39	55	94.8%	
	公共建築物	県	12	5	7	12	100%
		市町村	28	10	18	28	100%
	民間建築物	18	4	14	15	83.3%	

3 耐震改修等の目標設定

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、令和17年度までに概ね解消することを目標としています。また、「山梨県耐震改修促進計画」においても国と同様に概ね解消することを目標としています。

国の基本方針及び県の「耐震改修促進計画」を受けるとともに現状の耐震化率とこれまでの進捗状況を考慮し、令和17年度末における住宅の耐震化率の目標を75%とします。(表1-10)

表1-10 令和17年度末における住宅の耐震化率の目標(単位:戸)

令和7年度住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ⑥(④+⑤)	耐震化率 ⑥/①
6,639	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	2,925	耐震性なし ③	耐震性あり ④	3,714		
		2,733	192		3,906	58.8%
令和17年度推計住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ⑥(④+⑤)	耐震化率 ⑥/①
5,267	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	1,677	耐震性なし ③	耐震性あり ④	3,590		
		1,475	202		3,792	72.0%
令和17年度目標住宅総数①(②+⑤)					耐震性を有する住宅 ⑥(④+⑤)	耐震化率 ⑥/①
5,267	旧耐震基準住宅②		新耐震基準住宅⑤			
	1,597	耐震性なし ③	耐震性あり ④	3,670		
		1,314	283		3,953	75.0%

4 町有建築物の耐震化の現状

(1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は28棟あります。そのうち旧耐震基準建築物は10棟ですが、10棟すべて耐震性を有するものになります。これに新耐震基準建築物18棟を加えた28棟が耐震性を有しており、現状ですでに耐震化率は100%となります。(表1-11)

表1-11 町有建築物(多数の者が利用する特定建築物)の耐震化の現状(単位:棟)

区分	建築物 総数 ①	旧耐震基準 建築物 ②	新耐震基準 建築物 ③	耐震性を 有する 建築物 ④	耐震化率 ④/①
災害時の拠点となる建築物	19	8	11	19	100%
不特定多数の者が利用する建築物	1	0	1	1	100%
特定多数の者が利用する建築物	8	2	6	8	100%
合計	28	10	18	28	100%

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠であるため、県と町は、所有者等の取組を支援するために耐震化の促進に関する必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者等、建築関係団体等と、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物(以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めます。

(2) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(3) 市川三郷町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図るため、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

2 耐震化の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修等の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、市川三郷町が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

本町としては引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

木造住宅耐震支援事業

区分	耐震診断	耐震改修等		耐震シェルター
		設計+耐震改修	設計+建替え	
対象建築物	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造建築			
補助内容	山梨県耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費を助成	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に係る経費の一部を助成	建替え工事に関する設計及び建替え工事に係る経費の一部に助成	耐震シェルターを設置する工事に係る経費の一部を助成
補助限度額	66,000 円	1,437,500 円		240,000 円
事業期間	令和 17 年度まで	令和 8 年度まで		令和 17 年度まで

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修等に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修等などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築住宅課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震診断や耐震改修等を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

全国各地で発生している地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう情報提供しており、今後も引き続き適切に情報提供します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、特に避難路上重要な路線に面したブロック塀等について、所有者等の自主的な点検や注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の補助金制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き情報提供します。

ブロック塀等撤去費補助事業

区分	内容
補助内容	ブロック塀の撤去に要する経費の一部を補助
対象構造物	重要路線に面するブロック塀の内、倒壊の危険があるブロック塀等
事業主体	ブロック塀等所有者
補助限度額	10万円

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等への妨げとなります。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止対策についてパンフレット等による普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

耐震診断の義務付け対象道路は災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「市川三郷町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次のとおり指定します。（表2-1）

表2-1 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
第一次緊急輸送道路	高速道路	中部横断自動車道	町内全線	10
	一般国道 (指定外)	国道140号	町内全線	4.68
第二次緊急輸送道路	主要地方道	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町市川大門)～市川三郷町富士川線分岐点(市川三郷町黒沢)	3.65
		市川三郷身延線	県道六郷インター線交点(市川三郷町落居)～身延町境(市川三郷町鴨狩津向)	1.54
		六郷インター線	町内全線	0.83
	町道	大木法師倉線	市川三郷富士川線交点(市川三郷町黒沢)～大木川鳥線交点(市川三郷町黒沢)	1.3
		大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町黒沢)～県警ヘリポート(市川三郷町黒沢)	0.5

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

市川三郷町では、県や（一社）山梨県建築士会及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、分かりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

市川三郷町では、耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種情報の提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市川三郷町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による各種情報の提供に努めることとします。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市川三郷町では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修等の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で構成する「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会[※]」を設立し、連携してこれに取り組み、もって県民の生命と財産を守り災害に強いまちづくりに資するために、「耐震対策に関する普及、啓発活動」、「耐震診断、耐震改修の促進」、「耐震に関する研修会、講習会等の開催」などの目的達成に必要な事項を実施しています。

※「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」

- (一社) 山梨県建築士会
- (一社) 山梨県建築士事務所協会
- (一社) 山梨県建築設計協会
- (一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、
 笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士
 河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

6 税制の周知・普及

国においては、耐震改修促進税制が創設され所得税や固定資産税の優遇措置を実施していま
 す。その概要は次のとおりです。今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

項目	内容
所得税	<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、令和 7 年 12 月 31 日 までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準 的な工事費用相当額(上限 250 万円)の 10%等を、下記(ア)、(イ)の合計額 のとおり工事年分の所得税額から控除</p> <p>(ア)耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額(上限：250 万円)：0%を 控除</p> <p>(イ)下記①、②の合計額(上限：(ア)と合計で 1,000 万円)：5%を所得税額か ら控除</p> <p>①(ア)の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額</p> <p>②(ア)以外の一定の増改築等の費用に要した額((ア)と同額を限度)</p>
固定資産税	<p>昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、令和 8 年 3 月 31 日まで に耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から 1 年間、 固定資産税の税額を 1/2 減額(工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築 物であった場合は、2 年間、1/2 減額)</p>

※税制改正等に変更されることがあります。

第4章 耐震改修を促進するための指導や命令等

1 法による指導等の実施

県と連携し、耐震診断及び耐震改修等を的確に実施することが必要と認められる建築物の所有者に対して、法に基づく指導、助言、指示、公表等を実施できるように協力します。

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

1 町内での耐震化促進体制の整備

本町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修等に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。